

新千歳空港駐車場定期契約プラン約定

(新千歳空港駐車場)

北海道エアポート株式会社

第 1 条 (目的)

この規程は、北海道エアポート株式会社（以下「管理者」という。）が運営する駐車場において、定期契約プラン利用者（以下「利用者」という。）が、定期契約プランを利用する場合の契約、その他遵守すべき事項を定め駐車場業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

第 2 条 (利用区域等の設定)

管理者は、定期契約プランの駐車区域を指定することができる。また、エリア外の一定の場所を臨時に指定する場合も駐車区域とみなす。

2 管理者が駐車区域を指定したときは、利用者は指定駐車区域に駐車するものとする。

第 3 条 (定期契約プランの申込及び契約の締結等)

定期契約プランを申し込むときは、「定期契約プラン申込書」、「車検証の写し」を管理者に提出し、契約期間の前月 20 日までに駐車料金の確認ができた場合に、管理者と申込者との間で申込み内容及びこの約定を契約内容とする定期契約が締結されたものとみなす。

2 契約期間は、定期契約の効力発生日である月の初めから、支払われる料金を 1 ヶ月の料金で除した月数の月末までとする。本契約は利用者から前月 15 日までに解約の意思が示されない場合 1 ヶ月ごとの自動更新とする。また、契約期間終了後も駐車している場合は一般駐車場料金を適用することとする。

第 4 条 (利用料金)

利用者は、管理者が定める利用料金を支払うものとする

2 支払い期限は契約開始の前月 20 日までとする

3 支払い方法については、銀行振込によるものとする。ただし、管理者がほかの支払い方法を認めた場合は、この限りではない。

第 5 条 (定期券及び定期契約プラン駐車カード)

管理者は、利用者に対して、定期券及び定期契約プラン駐車カード（以下「駐車カード」という。）を交付するものとする。ただし、次月も定期契約プランを利用する場合には、従前の定期券及び駐車カードは有効なものとし交付を省略することができる。

2 管理者は、必要に応じ、利用者が使用中の定期券を回収し、新規の定期券を発行することができる。

3 利用者は、駐車カードをダッシュボード等の車外から見やすい場所に掲示しなければならない。

4 利用者は、利用期間終了後直ちに定期券及び駐車カードを管理者に返納しなければならない。

5 利用者は、定期券又は駐車カードを紛失した場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

第 6 条 (手続きの受付方法)

申し込み手続きの受付は原則メールでの受付とする。

第 7 条 (解約)

利用者又は管理者は、定期契約プランの中途解約は不可とする。

2 未利用期間の料金の払い戻しについては、実施しないものとする。

第 8 条 (支払条件)

駐車料金の支払いは、銀行振込によるものとする。

2 駐車料金の支払いは原則 1 ヶ月ごととするが、管理者が複数月分をまとめて支払うことを認めた場合は、この限りではない。ただし、この場合においても途中解約及び返金は実施しないものとする。

第 9 条 (料金の払い戻し)

納入した駐車料金は、払い戻しはしないものとする。

第 10 条 (定期券の再交付)

利用者は、月極駐車券を紛失又は損傷し、再交付を受けようとするときは再発行手数料 1,000 円 (税込) とする。

2 定期券を損傷したときは、この駐車券は直ちに管理者に返納しなければならない。

第 11 条 (利用上の制限)

管理者は、定期券の有効期限内においても駐車場の管理運用状況を勘案し、利用者に対して利用を制限する事ができるものとする。

第 12 条 (禁止行為)

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 定期券を他人に譲渡、又は転貸すること。
- (2) 申込時に登録した自動車登録番号等又は変更の届出をした自動車登録番号等以外の車両を駐車すること。ただし、車検整備等により一時的に当該自動車登録番号等以外の車両を駐車する場合で、あらかじめ管理者に連絡したときは、この限りでない。
- (3) 指定した場所以外に駐車すること。

- (4) 駐車カードを掲示しないで駐車すること。
- (5) 駐車場内に爆発性若しくは引火性物品等の危険物、不潔な若しくは悪臭がする物を持ち込むこと。
- (6) 駐車場内に紙くず、空缶、空瓶、煙草の吸殻等廃棄物を放置すること。
- (7) その他、駐車場内において秩序を乱し又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

第13条（賠償責任）

利用者が故意又は過失により駐車場設備に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

第14条（規程等の遵守）

利用者は、この規程を遵守するほか管理者が指示した事項を守らなければならない。

第15条（免責事項）

管理者は、この駐車場に駐車中の車両保管にあたり善良な管理者としての注意を怠った場合を除いて、その車両の滅失又は損傷について損害賠償の責を負わない。

第16条（定期券の不正使用に対する措置）

管理者は、次の各号に掲げる不正行為を怠った者から駐車料金1ヶ月分の3倍相当にする額を割増料金として徴収することができるものとする。

- (1) 第12条一号の規定に違反したとき。
- (2) 券面の表示事項を塗消し、または改変して使用したとき。
- (3) その他不正の手段により駐車場を利用したとき。

第17条（違反行為に対する措置）

利用者がこの規程に違反したとき、管理者は当該者に対し定期契約プランの解約等必要な措置をとることができる。

2 前項の定期契約プランの解約をする場合は、定期券及び駐車カードを回収し、未利用期間の料金について払い戻しは行わない。

第18条（反社）

利用者は自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないこと、及び各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたってもこれらに該当しないことを確約する。

(1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(2) 賃金等を提供し又便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力し又は関与している関係を有すること

(3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 利用者は、自己又は第三者を利用して、次の各号に定める行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

第19条 (駐車場管理規程の適用)

定期契約プランの取り扱いについては、この規程のほか駐車場管理規程を適用する。
なお、駐車場管理規程第28条(車両の処分)1項に基づき車両処分が行われた場合、利用者は管理者に一切の損害賠償を行わないものとする。

令和8年3月1日制定

令和8年6月1日改定